

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 公金の徴収の事務を委託した件	六
○ 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	六
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	七
○ 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	七
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	六
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	六
○ 道路の区域を変更する件四件	九
○ 道路の供用を開始する件二件	二〇
公 告	
○ 一般競争入札を行う件	二〇
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	三三
○ 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件三件	三三
○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	三四

告 示

福島県告示第二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を平成二十八年十一月二十八日次のとおり委託した。

平成二十九年一月十三日

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 ジェーピーエヌ債権回収株式会社
 - 2 所在地 埼玉県朝霞市東弁財一丁目二番十六号
- 三 徴収の事務を委託する期間

平成二十八年十一月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年一月十三日から同年五月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - （仮称）フレスポいわき泉町 福島県いわき市泉町下川字薬師前百十一番地一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 大和リース株式会社
 - 代表者の氏名 代表取締役 森田 俊作
 - 住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - (1) 名称 株式会社ヨークベニマル
 - 代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
 - 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
 - (2) 名称 株式会社マツモトキヨシ東日本販売
 - 代表者の氏名 代表取締役 高野 昌司
 - 住所 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号
 - (3) 名称 株式会社おつか
 - 代表者の氏名 代表取締役 大塚 節夫
 - 住所 福島県郡山市喜久田字前北原五十三番百三十二
- 三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年八月二十九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千六百七十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百六十九台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百二十九台
 - 3 荷さばき施設的位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百三十八平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 二十立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前九時
 - (二) 閉店時刻 午後十一時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 二か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日

平成二十八年十二月二十八日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年一月十三日から同年五月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

マルト四倉店 福島県いわき市四倉町字西二丁目九番二ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 株式会社マルト

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

代表取締役 安島 浩
 - (変更後) 株式会社マルト

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

代表取締役 安島 浩
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) 株式会社マルト

福島県いわき市錦町重殿二十五番地

代表取締役 安島 浩
 - (変更後) 株式会社マルト

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

代表取締役 安島 浩
 - 三 変更した年月日

平成二十四年四月一日
 - 四 届出年月日

平成二十八年十二月二十八日
 - 五 届出をした者

株式会社マルト
- (商業まちづくり課)

福島県告示第二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年一月十三日から同年五月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

マルト四倉店 福島県いわき市四倉町字西二丁目九番二ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (変更前) 千五百八十平方メートル
 - (変更後) 千八百五十四平方メートル
 - 2 駐車場の収容台数

- (変更前) 百十四台
- (変更後) 百六台

3 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
変更しようとする年月日

- 平成二十九年七月二十日

四 届出年月日

平成二十八年十二月二十八日

五 届出をした者

株式会社マルト

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品泉店 福島県いわき市泉町滝尻字泉町十一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年一月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 酒井亮介 酒井比與志 渡部美芳 渡部安喜 渡部義資 渡部志郎 酒井儀一郎
- 酒井仲次 酒井勇雄 酒井義男 酒井英一郎 渡部重義 渡部君雄 渡部駒次郎

- 渡部馨 渡部寅次郎 酒井ミツユ 五十嵐平一 五十嵐欽一 五十嵐芳太 渡部喜一 渡部俊美 五十嵐栄和 三瓶定正 五十嵐徳衛 渡部マサコ 矢沢幹雄 酒井トシエ 渡部哲雄 渡部保一 渡部福次 本名トメノ 酒井芳男 渡部五郎 酒井義雄 酒井音次郎 渡部正夫 酒井シヅエ 斉藤武 斉藤金藏 斉藤宗一 斉藤タカコ 酒井良平 菊地嘉三 酒井信義 酒井ハツミ 酒井英雄 酒井テル子 酒井芳男 斉藤宗一 渡部孝義

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十八年福島県告示第七百四十号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年一月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 大竹茂平 星博文 星源一 星政親 星達雄 渡部ニシ 渡部恭子 澤田洋一 大竹幸一 児山義一 渡部彌 星房夫 星余市 大竹豊 渡部一伸 星武多 大竹正司 星博文 渡部昶一 小島美穂 小島克彦 飯野ムツ子 相原慎二 大竹正宏 渡邊功 湯田哲男 渡部昶 湯田又十郎 渡部常道 星傳助 佐藤セン 星傳助 湯田國勝 大竹茂平 大竹茂平 星弥三郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十八年福島県告示第七百四十号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林 字上野一三六番一地从 ら 同 郡同 村大字高林 字南二八番地先まで	変更前 変更後	A 五・五〇 一九・七〇 B 九・二〇 五八・四〇	九三五・七〇 九三二・七〇 一、〇二四・九〇

(道路計画課)

福島県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道十日 市矢吹線	岩瀬郡天栄村大字高林 字日照田二五番地先か ら 同 郡同 村大字高林 字南二八番地先まで	変更前 変更後	A 五・五〇 一九・七〇 B 九・二〇 五八・四〇	六一四・八〇 六一四・八〇 五二九・七〇

二九・三

(道路計画課)

福島県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀 川矢吹線	西白河郡矢吹町白山四 七八番二地先から 同 郡同 町白山四 五八番二地先まで	変更前 変更後	九・〇〇 一五・〇〇 一〇・〇〇 一六・〇〇	二八〇・〇〇 二八〇・〇〇 二八〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	相馬郡飯館村深谷字深 谷前二四番一地从先 同 郡同 村深谷字深 谷前一四番一地从先まで	変更前 変更後	A 一四・〇〇 一四・〇〇 A 一四・〇〇 一四・〇〇	七四・四〇 七四・四〇 七四・四〇

公 告

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町川俣線	相馬郡飯館村深谷字深谷前一四番 一地先から 同 郡同 村深谷字深谷前一四番 一地先まで	平成二十九年一月一六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第三十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年一月十三日

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町白山四七八番二地 先から 同 郡同 町白山四五八番二地 先まで	平成二十九年一月一三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第三十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十九年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年一月十三日

(道路計画課)

B	〇・〇〇〇 一・一〇〇	七四・四
---	----------------	------

公告第9号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年1月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年11月30日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか137箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年2月1日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室
電話024-521-7195

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成29年1月13日(金)から同年2月1日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年1月27日(金)午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年2月23日(木)午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年2月22日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required : Update of the integrated information and telecommunications network system of the Fukushima Prefectural Government 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 23 February 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 22 February 2017
- (4) Contact point for the notice : Disaster Prevention Division Annex Room, Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima

960-8670 Japan TEL024-521-7195

(災 害 対 策 課)

公告第十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日
平成二十八年十二月十二日

二 名称
特定非営利活動法人りんごの木

三 代表者の氏名
佐藤 朱美

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市御山下川原二十番地の七

五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、入浴や排泄、食事等の介助、創作活動、生産活動等

に関する事業を行い、地域福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
広野町土地改良区

退任した役員
氏名

住所

理事 大和田 義英

双葉郡広野町大字下北迫字東町一四番地

同 渡邊 正俊

同 郡同 町大字上北迫字北の内前三番地

同 門馬 巧

同 郡同 町大字上北迫字土ヶ目木五番地

同 根本 安知

同 郡同 町大字上浅見川字長畑五三番地一

同 猪狩 和也

同 郡同 町大字折木字大平八二番地一

同 渡邊 乙彦

同 郡同 町大字折木字上原一二二番地一

同 北郷 伯弘

同 郡同 町大字折木字館二四一番地

同 根本 賢仁

同 郡同 町大字下浅見川字松下一二二番地

同 秋田 實

同 郡同 町大字折木字西の沢九三番地一

同 松本 幸一

同 郡同 町大字下北迫字宮田六四番地一

就任した役員

役別	氏名	住所
理事	渡邊 正俊	双葉郡広野町大字上北迫字北の内前三番地
同	大和田 義英	同 郡同 町大字下北迫字東町一四番地
同	門馬 巧	同 郡同 町大字上北迫字土ヶ日木五番地
同	白玉 庄一	同 郡同 町大字上浅見川字小松一六五番地
同	猪狩 和也	同 郡同 町大字折木字大平八二番地一
同	矢内 豊	同 郡同 町大字折木字亀ヶ崎二番地
同	北郷 伯弘	同 郡同 町大字折木字館二四一番地
監事	根本 賢仁	同 郡同 町大字下浅見川字松下一二二番地
同	矢内 光正	同 郡同 町大字折木字上原一一一番地
同	松本 幸一	同 郡同 町大字下北迫字宮田六四番地

(農村計画課)

公告第十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十九年一月十三日

土地改良区
東和町土地改良区

福島県知事 内堀雅雄

退任した役員	氏名	住所
理事	佐藤 源市	二本松市針道字富沢六〇番地
同	太田 実	同 市太田字下太北六三番地
同	高槻 英男	同 市木幡字小滝八三番地
同	安斎 清喜	同 市太田字稲場前四五番地
同	齋藤 勇夫	同 市木幡字仲山三八六番地
同	大槻 重征	同 市針道字上堰四二番地
同	大内 正勝	同 市戸沢字大六天九番地
同	南部 勲	同 市針道字下幕ノ内三八番地
同	南部 勲	同 市木幡字立石三番地
監事	武藤 栄利	同 市戸沢字柏久保一六〇番地
同	五十嵐 文一	同 市太田字菅田二六番地
同	齋藤 新雄	同
就任した役員	氏名	住所
理事	佐藤 源市	二本松市針道字富沢六〇番地
同	太田 実	同 市太田字下太北六三番地
同	南部 勲	同 市針道字下幕ノ内三八番地
同	武藤 良一	同 市木幡字直道四五番地

同	大内 正勝	同 市戸沢字大六天九番地
同	三浦 洋市	同 市太田字下小田一〇番地
同	三浦 儀則	同 市針道字五反田二四番地
同	鳴原 昌光	同 市木幡字杉田二〇三番地
監事	石井 栄吉	同 市戸沢字桐ノ草八五番地
同	太田 栄一	同 市太田字仙道内五八番地
同	佐藤 恭一	同 市木幡字上山田二五番地

(農村計画課)

公告第十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十九年一月十三日

土地改良区
福島市土地改良区

福島県知事 内堀雅雄

退任した役員	氏名	住所
理事	原田 光一	福島市町庭坂字原際三二番地
同	長南 太一	同 市松川町浅川字若宮二二番地
同	阿部 安一	同 市北矢野目字館二七番地
同	加藤 友七	同 市荒井字目増六番地
同	栗原 正司	同 市大波字水戸内一二番地の三
同	油井 健浩	同 市大笹生字折戸七番地
同	武田 純	同 市笹谷字前田九番地
同	猪狩 忠則	同 市飯坂町平野字堰端一〇番地
同	遠藤 久男	同 市笹木野字街道南九七番地
同	穴戸 勝利	同 市二子塚字針下駄七〇番地の一〇
同	中原 利彦	同 市町庭坂字割石二四番地の一〇
同	半澤 一夫	同 市松川町字脇原七九番地
同	茂木 賢一郎	同 市松川町水原字三合内八三番地
同	島直七	同 市飯坂町湯野字北穴原一八番地
監事	芳賀 憲一郎	同 市町庭坂字荒野二八番地
同	齋藤 浩一	同 市北沢又字台一一三番地
同	熊坂 勇	同 市松川町沼袋字浜子二一一番地の二
就任した役員	氏名	住所
理事	原田 光一	福島市町庭坂字原際三二番地
同	長南 太一	同 市松川町浅川字若宮二二番地

同	阿部 安一	同	市北矢野目字館二七番地
同	加藤 友七	同	市荒井字目増六番地
同	栗原 正司	同	市大波字水戸内一二番地の三
同	油井 定信	同	市大笹生字南折戸二二番地
同	武田 純	同	市笹谷字前田九番地
同	猪狩 忠則	同	市飯坂町平野字堰端一〇番地
同	遠藤 久男	同	市笹木野字街道南九七番地
同	穴戸 勝利	同	市二子塚字針下駄七〇番地の一
同	中原 利彦	同	市町庭坂字割石二四番地の一〇
同	半澤 一夫	同	市松川町水原字三合内八三番地
同	茂木 賢一郎	同	市松川町水原字三合内八三番地
同	佐藤 次夫	同	市飯坂町湯野字北原一二番地
同	齋藤 浩一	同	市北沢又字台一三番地
同	熊坂 勇	同	市松川町沼袋字浜子二二一番地の二
同	小熊 勝壽	同	市町庭坂字古林一四番地の三

(農村計画課)

公告第十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十九年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
大玉土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 渡邊 泰章

住所

安達郡大玉村玉井字前原四九番地六

(農村計画課)